

南スーダン「駆けつけ警護」

自衛隊PKO 安保法 初適用へ

政府は、安全保障関連法の成立を受け、アフリカ・南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣している陸上自衛隊の武器使用基準を緩和し、来年5月の部隊交代に合わせて任務に「駆けつけ警護」を追加する方針を固めた。19日に成立した安保法のうち改正PKO協力法を反映したもので、早ければ2月にも新たな任務を盛り込んだ実施計画を閣議決定する。自衛隊の活動に安保法を適用する初の事例となりそうだ。

▼3面 対論

南スーダンPKOは、自衛隊が現在参加している唯一の活動。国連南スーダン派遣団（UNMISS）の司令部要員4人のほか、施設部隊約350人が首都ジュバで道路修繕や医療支援をしている。南スーダンは2011年にスーダンから独立したが、13年末から大

来年5月にも



武器使用基準の緩和と駆けつけ警護

自衛隊員はこれまで、自らや近くの人を守るためにしか武器を使えなかったが、法改正で、任務を妨害する勢力の排除や住民の安全確保などにも武器使用が可能になった。「駆けつけ警護」は離れた場所で襲われた民間人や他国軍兵士を武器を持って助けに行く任務。国連などからの情報を踏まえ、部隊長が実施の可否を判断する。

統領派と前副大統領派の戦闘が激化し、現在もジュバを除く全土に退避勧告が出ている。1月に現地視察した中谷元・防衛相は、派遣部隊が比較的治安が安定している首都周辺で活動していることに触れて「まだやれる能力もあるし支援

項目もある」と、活動拡大に前向きな姿勢を示していた。

「駆けつけ警護」の任務追加は、半年ごとの派遣部隊の交代に合わせて行う。当初は11月の交代に合わせて予定だったが、安保法が来年3月までに施行される方向となり、来年5月にも派遣される部隊から適用する。武器使用の手順などを定める「部隊行動基準」（ROE）の見直しや訓練の時間も考慮した。

改正法では、自衛隊が武器を持って検問や巡回などの治安維持活動に当たることも可能になった。ただ、その場合は普通科（歩兵）部隊の派遣や任務に応じた訓練も必要になる。このため政府は、国連からの要請などを踏まえて、慎重に見極める方針だ。

（二階堂勇）